



## タンス株の特定口座預入れ

制度調査部

齋藤 純

### 2005年度税制改正の個別項目

#### 【要約】

改正租税特別措置法施行令の公布により、いわゆるタンス株の特定口座への預入れが、2005年4月1日から再開された。

再開後のタンス株の特例では、従来認められていた「みなし取得費」(2001年10月1日の終値の80%相当額)での特定口座への預入れは禁止されている。このため、タンス株を特定口座に入れるには、取得日と取得価額の両方が記載されている確認書類か、少なくとも取得日が記載されている確認書類を証券会社に提出しなければならないこととなる。

なお、現在、証券会社の一般口座又は特定口座で保管されている上場株式等であっても、一旦口座から出庫し、「タンス株」とすることにより、特定口座への預入れ又は預直しができる。

#### タンス株の特定口座への預入れに関する新特例

2004年12月末で終了した、いわゆるタンス株(投資家が自分で保管している上場株式等)の特定口座への預入れは、2005年3月31日付けで公布された改正租税特別措置法施行令により、2005年4月1日から再開された。再開後のタンス株の預入れは、2009年6月までに予定されている上場会社等の株券のペーパーレス化<sup>1</sup>を踏まえて、2009年5月31日まで適用可能とされている。

もっとも、タンス株の特定口座への預入れは、従来の方式がそのまま再開されたわけではない。従来、タンス株を特定口座に預け入れる際には、次の～のいずれかにより特定口座に預け入れる仕組みとなっていたが、再開後のタンス株の預入れ(タンス株に関する新特例)では、みなし取得費<sup>2</sup>での特定口座への預入れ(下記)は認められない<sup>3</sup>。

確認書類に記載された取得価額による預入れ(取得日は、確認書類に記載された取得日)  
確認書類に記載された取得日における市場価格を基礎に算出した価額による預入れ(取得日は、取得日が確認できる書類に記載された取得日)  
みなし取得費による預入れ(取得日は、2001年9月30日)

タンス株に関する新特例では、取得日及び取得価額の両方が確認できる書類か、少なくとも取得日

<sup>1</sup> 2004年6月2日に成立した「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」では、上場・公開会社の株券は、法律公布(2004年6月9日)から5年以内の政令で定める日に一斉にペーパーレスに移行することとされている。

<sup>2</sup> 2001年10月1日の終値の80%相当額のこと。これまでタンス株を特定口座に預け入れる場合、実際の取得価額で特定口座に入れることは当然可能であったが、実際の取得価額が不明な場合には、みなし取得費で特定口座に入れることも可能であった。

<sup>3</sup> タンス株の特定口座への預入れに関してみなし取得費の利用が制限された背景には、破綻した企業の株式を利用した租税回避的取引が、一部で横行したことがあるとされている。

が確認できる書類がなければ、特定口座に入れることができないこととなる。従来の特定口座には、みなし取得費で特定口座に入れることにより、取得価額が不明な上場株式等の取得価額を確定できるという効果もあったが、今後、この取扱いを受けることはできない。

#### 一般口座で保管されている上場株式等の特定口座への移管も可能

タンス株に関する新特例で特定口座への預入れが認められるのは、「上場株式等(証券会社等の口座に保管されているものを除く)」とされている。つまり、投資家が自分で保管している上場株式等(タンス株)だけが特定口座に入れられることとされており、証券会社の通常の口座(一般口座)で保管されている上場株式等は、規定上、特定口座に移すことはできないこととなる。

しかし、証券会社等の口座で保管されている上場株式等についても、一旦、証券会社等の口座から出庫すればタンス株となるため、証券会社等の口座から出庫することで、タンス株として特定口座に預け入れる道は残されている。

特定口座で保管されている上場株式等についても同様で、特定口座から一旦出庫した上で、特定口座に預け直すことにより、特定口座での取得価額を修正することができる(ただし、みなし取得費で特定口座に入庫されている上場株式等の取得価額を、実際の取得価額に修正するケースのみ認められる)。

本稿では、タンス株の特定口座への預入れについて、次の3つのケースに分けて解説する<sup>4</sup>。

投資家が自分で保管している上場株式等(タンス株)を特定口座に入れる場合  
 一般口座で保管されている上場株式等を特定口座に預け入れる場合  
 特定口座で保管されている上場株式等を特定口座に預け直す場合

### タンス株の特定口座への預入れ方法

#### 1. 投資家が自分で保管している上場株式等(タンス株)を特定口座に入れる場合

##### (1) タンス株を特定口座に入庫する際の手続き

タンス株を特定口座に預ける場合には、「特例上場株式等保管委託依頼書」を証券会社に提出する。特例上場株式等保管委託依頼書には、次の事項を記入する。

- ・ 特定口座にタンス株券の保管の委託を依頼する旨
- ・ 保管の委託をするタンス株券の種類
- ・ 銘柄
- ・ 株数 等

なお、特定口座でのタンス株の取得日及び取得価額を確定するため、特例上場株式等保管委託依頼書とともに、取得日及び取得価額に係る確認書類(後述)を提出する。

<sup>4</sup> 租税特別措置法施行令の改正では、「上場株式等」をタンス株として特定口座に入庫することを、2009年5月31日まで認めることとしている。従って、「上場株式等」に含まれる公募株式投資信託の特定口座への預入れ(一旦出庫して特定口座に預け入れる場合を含む)についても、2009年5月31日まで可能となっている。この点に関しては、別稿でまとめる予定である。

## (2) 特定口座に預け入れたタンス株の取得日及び取得価額

タンス株を特定口座に預け入れた場合の取得日及び取得価額は、特定口座に預入れをする際に証券会社に提出する確認書類の記載内容に応じて決まる。

確認書類には、「取得に要した金額及び取得の日が確認できる書類」と「取得の日が確認できる書類」の2種類があり、いずれの書類を提出するかにより、特定口座での取得日及び取得価額は次のようになる。

証券会社に提出する確認書類と取得日・取得価額の判定

提出する確認書類	取得日及び取得価額
取得に要した金額及び取得の日が確認できる書類	当該書類により確認された取得日及び取得価額
取得の日が確認できる書類	当該書類により確認された取得日における市場価格を基礎に算出した価額

## (3) タンス株を特定口座に預け入れる際の「確認書類」

「取得に要した金額及び取得の日が確認できる書類」には、証券会社から交付される取引報告書や月次残高報告書などが該当する。その他、投資家が作成した帳簿(日記帳等)などであっても、取得に要した金額(又は取得単価)、取得年月日、銘柄及び取得株数等が記載してあるなど一定の条件を満たす書類であれば、確認書類として用いることができる。

「取得の日が確認できる書類」には、株券の写しや名義書換代理人等が作成した取得の日を証明する書類などが該当する。ただし、株券の写しなどにより名義書換日に基づいて取得日・取得価額を決定する場合には、その名義書換日が2005年3月31日以前のものでなければならない。

タンス株券等の特定口座への受入れに係る確認書類

取得に要した金額及び取得の日が確認できる書類(取得に要した金額(または払込金額)、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名等の記載があるものに限る)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引報告書</li> <li>・取引残高報告書</li> <li>・月次残高報告書</li> <li>・受渡計算書</li> <li>・その他取引報告書等に相当する書類(証券会社が作成した照合通知書、)</li> <li>・顧客勘定元帳等の写し</li> <li>・発行会社又は名義書換代理人等が作成した払込みに関する取得証明書</li> <li>・証券会社等が作成した取得に要した金額及び取得年月日を証する書類</li> <li>・相対取引等で取得したタンス株券の売買契約書の写し</li> <li>・タンス株券の取得者がその取得の際に作成した帳簿(日記帳等)その他これに類する書類又はその写しで、取得者がその者の住所・氏名を記載し押印をしたもの</li> </ul>
取得の日が確認できる書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・株券の写し(2005年3月31日までに取得者への名義書換がされているものに限る)</li> <li>・保護預り有価証券明細簿の写し(公募外国株式投資信託の受益証券の場合に限る)</li> <li>・EB債の償還により取得したタンス株の取得の日を証する書類(EBの償還に関する事務の取扱いをした証券会社が作成した書類で、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載があるものに限る)</li> <li>・発行会社又は名義書換代理人等が作成した取得の日を証明する書類(払込み又は名義書換の年月日(2005年3月31日までに取得者への名義書換がされているものに限る)、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるもの)</li> </ul>

## 2. 一般口座で保管されている上場株式等を特定口座に預け入れる場合

前述したように、一般口座で保管されている上場株式等であっても、一旦証券会社から出庫することで「タンス株」となるため、タンス株として特定口座に移し替えることができる。

もっとも、上場株式等を出庫し投資家に返還した上で、特定口座に再入庫するのでは手間がかかるため、実際には出庫せずに、書面による手続きのみで出入庫を完了する処理(以下、簡易な出入庫)が行われる。

一般口座で保管されている上場株式等を「簡易な出入庫」により特定口座に移管する際には、投資家は、「特例上場株式等にするための保護預り上場株式等に係る出庫依頼書」を提出し、上場株式等を出庫扱いとするとともに、「特例上場株式等保管委託依頼書」と取得日及び取得価額に係る確認書類を証券会社に提出し、特定口座に入庫する<sup>5</sup>。

「簡易な出入庫」により特定口座に移管した上場株式等の取得日及び取得価額は、前述1.(2)の場合と同じ方式で決まる。つまり、一旦出庫した上場株式等を特定口座に入庫する際に提出する確認書類の記載内容に基づき、特定口座での取得日及び取得価額が決まるわけである。

## 3. 特定口座で保管されている上場株式等を特定口座に預け直す場合

既に特定口座で保管されている上場株式等についても、「簡易な出入庫」により、特定口座に預け直すことができる。

ただし、特定口座で保管されている上場株式等の預直しが認められるのは、原則として、「みなし取得費」で保管されている上場株式等を「実際の取得価額」(確認書類の取得日における市場価格を基礎に算出した価額を含む)で特定口座に預け直す場合に限られる。実際の取得価額で保管されている上場株式等を、みなし取得費や別の確認書類に基づく取得価額で特定口座に預け直すことは認められない。

同一銘柄について、みなし取得費で特定口座に入庫したものと、実際の取得価額で特定口座に入庫したものの両方がある場合には、みなし取得費で特定口座に入庫したものに限り、実際の取得価額で特定口座に預け直すことができる<sup>6</sup>。

特定口座で保管されている上場株式等を、「簡易な出入庫」により特定口座に預け直す場合も、必要となる手続きは上記2.と同じである。また、特定口座に預け直した際の取得日及び取得価額も、上記1.(2)と同様に、確認書類の記載内容に応じて決まる。

---

<sup>5</sup> 「特例上場株式等にするための保護預り上場株式等に係る出庫依頼書」と「特例上場株式等保管委託依頼書」の2つの書類を提出することに代えて、両方の書類の記載内容を合わせた「特例上場株式等保管委託依頼書兼特例上場株式等にするための保護預り上場株式等に係る出庫依頼書」を提出する方法によることもできる。

<sup>6</sup> 実際の取得価額で特定口座に入庫されている上場株式等について、その取得価額に購入手数料等が含まれていない場合には、顧客勘定元帳等に基づき、それまでの取得価額に購入手数料等を加算する取扱いを受けることができる。